

第4章 施策の展開

- 1 障がい者理解の促進
- 2 権利擁護の推進
- 3 相談支援体制の充実
- 4 一貫した療育支援体制の確立
- 5 多様な就労支援
- 6 社会参加の促進
- 7 日常生活を支えるサービスの充実
- 8 健康・医療の充実
- 9 災害時支援体制の強化
- 10 地域をつなぐネットワークの構築
- 11 地域における人材等の創出と活用

基本目標
1

全ての人に分け隔てられることのないまち

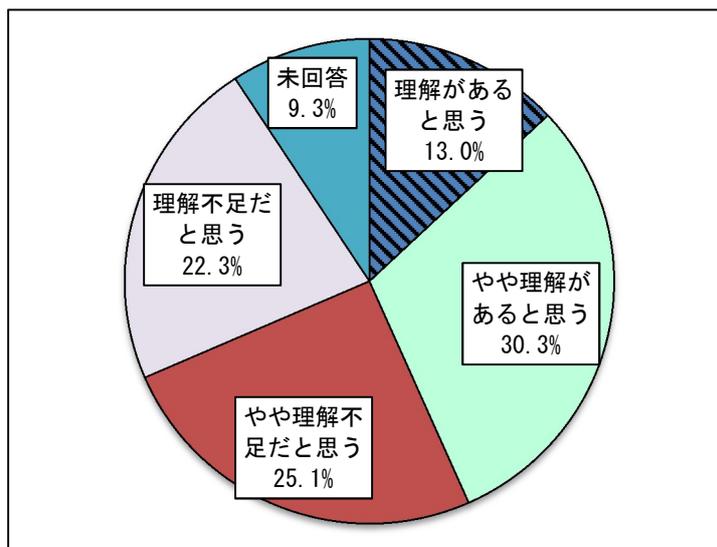
施策の方向 1

障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がい者が、地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現するための第一歩として、一人一人の市民が障がい・障がい者への理解と認識を深め、自らの問題として考えることが重要です。

問 あなたは、地域の障がい者に対する理解についてどう思いますか。



(障がい当事者アンケート)

取組方針

- 障がい・障がい者に対する理解を深めるため、様々な機会を通して啓発を行います。
- お互いを理解し、助け合いの心を育むために、障がいのある人とない人とが交流する機会を促進します。

達成された姿

障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。

市民の誰もが、障がいの特性や個々に合った支援があることを理解しています。障がい者が困った様子ときには状況に応じて、声を掛けたり静かに見守ります。誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

取組 1 障がい者理解を広めるための普及活動

取組例

- 「障害福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布
- 障がい者理解のためのガイドブックの配布
- 障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」の配布
- 「障害者週間」等の周知活動
- 「世界自閉症啓発デー」「発達障害者週間」等の周知活動

取組 2 障がい者理解を深めるための啓発活動

取組例

- 障がいへの正しい理解を促進するための講演会等の開催
- 障がい者体育大会の開催
- 障害者支援施設等でのお祭り、市民参加講座などの地域交流事業の開催
- 福祉体験教室の開催

取組 3 交流及び共同学習の推進

取組例

- 私立幼稚園や認可保育所（園）での障がい児の受入れの推進
- 各小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流

主な指標

指標1 地域の障がい者に対する理解について、「理解がある」と
思う障がい者の割合

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
43.3%	50.0%	60.0%

指標2 ヘルプカードを提示して、支援を受けたことがある障がい者
の割合

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
—	30.0%	50.0%

基本目標

1

全ての人に分け隔てられることのないまち



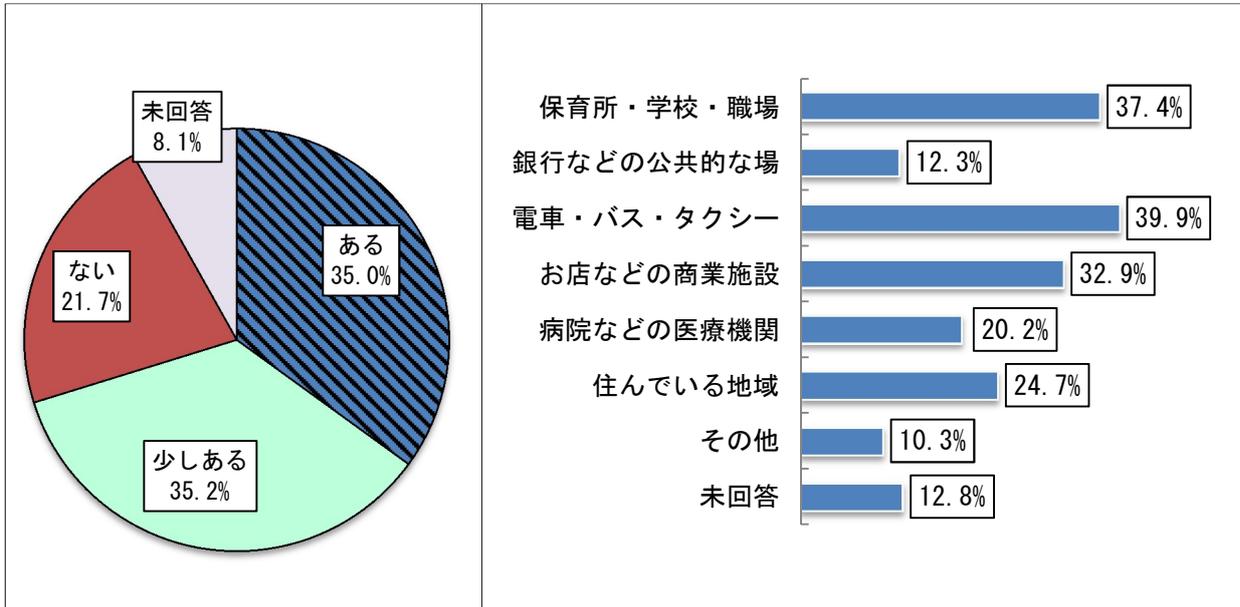
施策の方向 2

権利擁護の推進

現状と課題

- 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被ることがあります。障がい者が親亡き後も安心して生活するためには、成年後見制度の利用促進を図るとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除く必要があります。

問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。また、どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。



(障がい当事者アンケート)

取組方針

- 行政サービスの提供に当たっては、障がい者の特性に応じた必要かつ合理的な配慮の充実に取り組めます。
- 障がいを理由とする差別の解消について、市民の関心と理解を深めるため、様々な機会を通して啓発を行います。
- 障がい者の基本的人権や財産を守るため、成年後見制度の利用促進と、障がい者虐待の防止に向けた取組を行います。

達成された姿

全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。

市役所や会社、店舗、公共交通機関などのどんな場所でも、障がい者の特性に合わせた対応をしています。障がい者の財産や権利が侵害されることなく、安心して生活できる社会が実現しています。

主な取組

取組1 行政サービスにおける合理的な配慮の充実

取組例

- 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- 点字広報・声の広報（録音テープ）サービス
- 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービス
- 駐車スペースやエレベーターの有無を考慮した投票所を選定するなど、選挙時における配慮

取組2 権利擁護に関する相談窓口の充実

取組例

- 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う「権利擁護支援センター」の機能充実

主な取組

取組 3 障がい者虐待の防止

取組例

- 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止へ向けた啓発活動の実施

取組 4 成年後見制度の普及・啓発

取組例

- 成年後見制度市長申立・成年後見制度利用支援事業などの実施
- 市民後見人の育成・支援

主な指標

指標 1 「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」とした障がい者の割合

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
70.2%	60.0%	40.0%

指標 2 権利擁護支援センターにおける相談件数（障がい者）

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
28 件	40 件	50 件

基本目標

2

自分らしく生きることができるまち

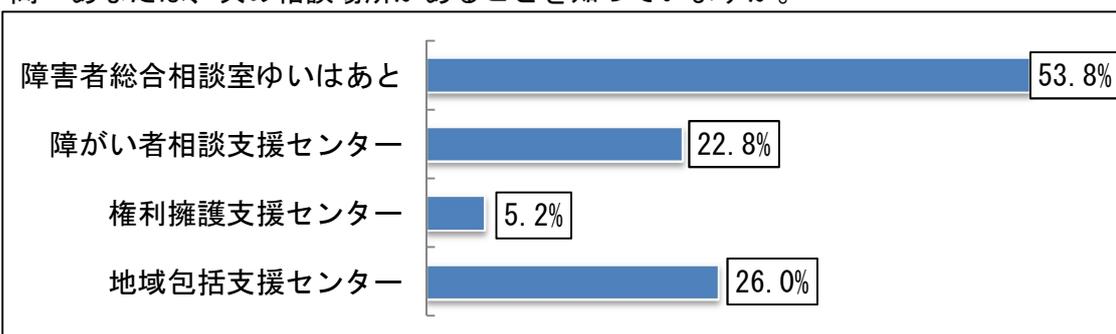
施策の方向3

相談支援体制の充実

現状と課題

- 障がい者やその家族が不安になったり、孤立しないようにするためには、いつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。今後は、高齢の障がい者が増加していくことが予想されるため、高齢者と障がい者を分け隔てなく地域全体で支える仕組みを構築することが必要です。

問 あなたは、次の相談場所があることを知っていますか。



(障がい当事者アンケート)

取組方針

- 地域福祉推進委員会や民生委員児童委員協議会などの地域の関係団体との連携強化を図るために、地区市民センター単位の15地区に担当区域を合わせ、障がい者を地域全体で支援する体制を推進します。
- 地域包括支援センターとの連携を強化し、市民の相談に丁寧にワンストップで対応するため、切れ目のない対応に心がけます。
- 介護保険制度への円滑な移行支援や介護保険サービス導入後におけるケアマネジャーへのフォローを行います。
- 困難事例に対応するためのスキルを身に付けるため、相談支援専門員の資質向上を行います。

達成された姿

困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。

障がい者の家族の高齢化による支援力の低下や親亡き後も、身近な場所で気軽に相談することができているので、困ったことがあっても安心して日常生活が送れるようになっています。

また、自分のニーズに合わせて福祉サービス等の総合的なマネジメント支援を受けることができるようになっています。

主な取組

取組 1 地域の相談支援体制の充実

取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと） 障がい者相談支援センターや地域の相談支援事業所に、障がい特性や困難事例に関するノウハウや専門性について指導や助言を行います。 ○ 障がい者相談支援センター 地域で初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談を行います。相談件数の増加や課題の多様化に対応するため、相談体制の更なる充実を図ります。 ○ 相談支援専門員のスキルアップ研修の実施 ○ 地域包括支援センターとの連携強化 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進（第5章参照）
-----	---

主な指標

指標 1 障がい者相談支援センターの認知度

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
22.8%	50.0%	60.0%

指標 2 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
16,322件	20,700件	22,800件

基本目標
2

自分らしく生きることができるまち

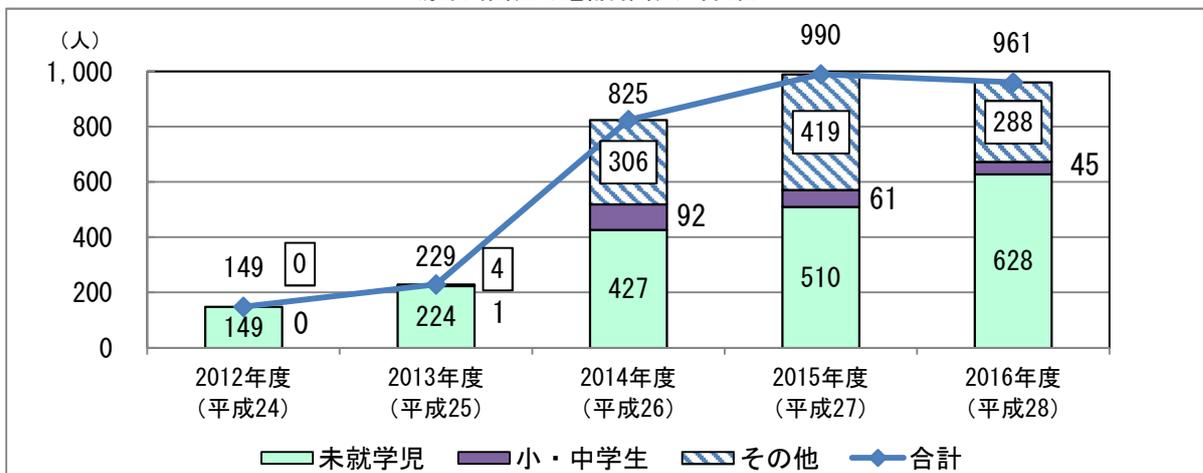
施策の方向4

一貫した療育支援体制の 確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいのある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 発達に不安を感じた段階から、学校教育、就労に至るまで、本人やその家族に対し、将来を見据えて一貫した相談支援を継続的に行うことが必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。それぞれが連携を図り、一貫した支援を提供する体制の構築が必要です。
- 障害児通所支援の事業所増加に伴い、複数の事業所を利用する障がい児が増えています。事業所間の連携不足が課題となっています。
- 重度の自閉症、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。施設整備や人員確保などが課題となっています。

療育相談（電話相談）件数



資料 療育相談センターまめの木

取組方針

- 障害児通所支援事業所が、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど生活の場で、支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加を推進します。
- 発達に不安を感じた段階から、本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うため、療育相談や障害児相談支援の利用促進を図ります。
- 障がい児の就園・就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれる縦の連携と併行で支援を行う事業所同士や事業所と学校などの横の連携を図られるよう、マイサポートブックの更なる利用促進を目指します。
- 児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障害児通所支援体制を構築します。

達成された姿

地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。

障がいがあっても、身近な地域で安心して学校生活が送られています。マイサポートブックや幼児期から関わりのある相談支援専門員が、学校と事業所等をつなぐ役割を担っています。将来の目標に向かって、段階的に進捗状況を確認しながら、本人に合った療育支援が受けられています。

主な取組	
取組1 発達に不安を感じた段階からの支援	
取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健康診査の実施 4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児 乳幼児経過検診、乳幼児精密健康診査 ○ 療育相談センターまめの木 親子サロン：遊びを通じた経験の場、気軽な相談の場 療育相談（電話相談）：関係機関からの相談も含めた初期段階の相談 （初回面接）：発達に不安のある親子の相談（未就学児対象） 経過観察：個別及びグループ指導で経過観察を行い、今後の支援について必要に応じ、児童発達支援等の提案をします。 地域支援：専門職による保育所等への巡回相談や研修会の開催 ○ 生まれてからの成長の記録や支援、教育の記録をファイルするマイサポートブックの更なる活用 ○ 児童福祉法に基づく障害児支援の充実（第5章参照）
取組2 学校生活期における支援の充実	
取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施 ○ 個々に応じたきめ細かな指導を行う特別支援学級の設置 ○ 通級指導教室の設置 ○ 特別支援教育介助員の配置 ○ 障がいの状態等に応じた指導内容の工夫、関係機関との連携等について研究を深める特別支援教育推進部会の開催
取組3 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児への支援	
取組例	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディカルショートステイ事業の実施 ○ 重度訪問看護支援事業の実施

主な指標

指標1 療育相談（初回面接）件数

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
203件	350件	350件

指標2 障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
8.0%	30.0%	60.0%

基本目標
2

自分らしく生きることができるまち

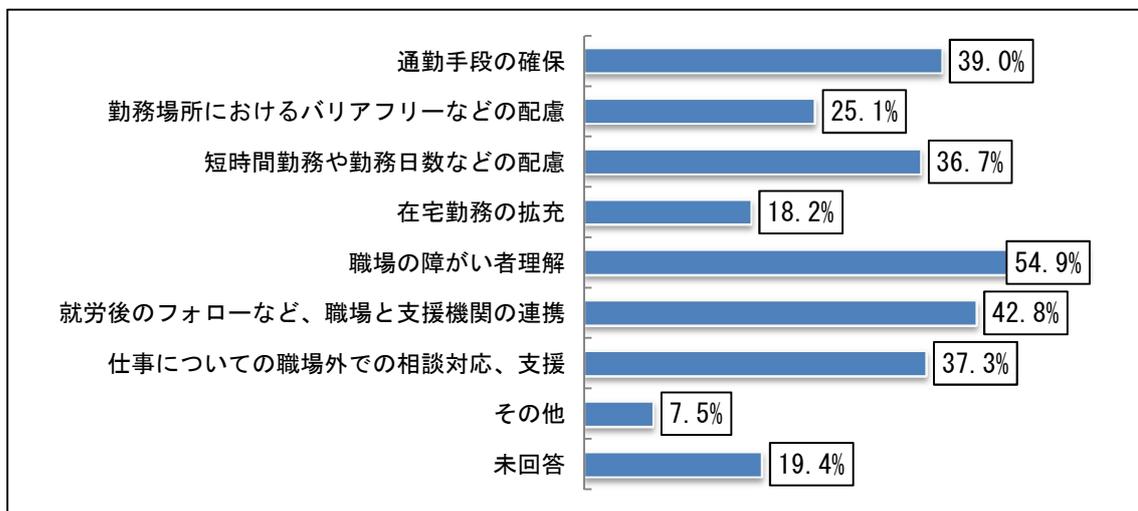
施策の方向5

多様な就労支援

現状と課題

- 障がい者が、地域の中で自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事、職場の中での理解、適性や能力などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 障害者の雇用の促進に関する法律の規定に基づく障害者雇用率は、民間企業の場合、2.2%（平成30年4月から）と定められています。県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇いを推進するための取組は一層必要となっています。
- 一般就労したものの職場に定着できないことが課題となっています。障がい者の就労定着には、就業面及び生活面での一体的な支援が必要です。
- 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題となっています。
- 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要です。

問 あなたは、障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。



(障がい当事者アンケート)

取組方針

- 障がい者本人の特性に配慮した就労相談を行います。福祉的就労、職業訓練、一般就労など様々な選択肢を視野に入れて、生活面での課題をフォローしながら支援に当たります。
- 障害者雇用促進センター、県央地域就労援助センター障害者就業・生活支援センターぽむ、ハローワーク、就労移行支援事業所など関係機関との連携を図り、就労から定着までの支援を進めます。
- 障がい者が自分らしい豊かな生活を送るために、工賃アップに向けて、障害者就労施設等への優先調達を推進します。

達成された姿

一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。

障がい特性に応じた接し方や指導方法について、上司や同僚に助言を行うことのできる支援者がいるので、障がい者の職務遂行力がアップし、職場内コミュニケーションがスムーズになっています。また、一般就労が困難な場合でも、個々の能力に応じた場で仕事を続けることができます。

主な取組

取組 1 地域の就労支援体制の構築

取組例

- 障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）による総合的な就労相談と専門的機関との連携強化
- 就労支援ネットワークの構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）

主な取組

取組2 企業や障害者就労施設等への支援

取組例

- 工賃アップに向けた取組
新たな物品の企画・開発のためのニーズ調査
障害者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催
障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく取組
- 障害者雇用奨励交付金の活用推進

主な指標

指標1 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労相談件数

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
381件	620件	860件

指標2 市内就労継続支援事業所の1人当たりの平均工賃額 A型事業所（上段）・B型事業所（下段）

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
75,579円	81,000円	85,000円
12,411円	14,000円	16,000円

基本目標
2

自分らしく生きることができるまち

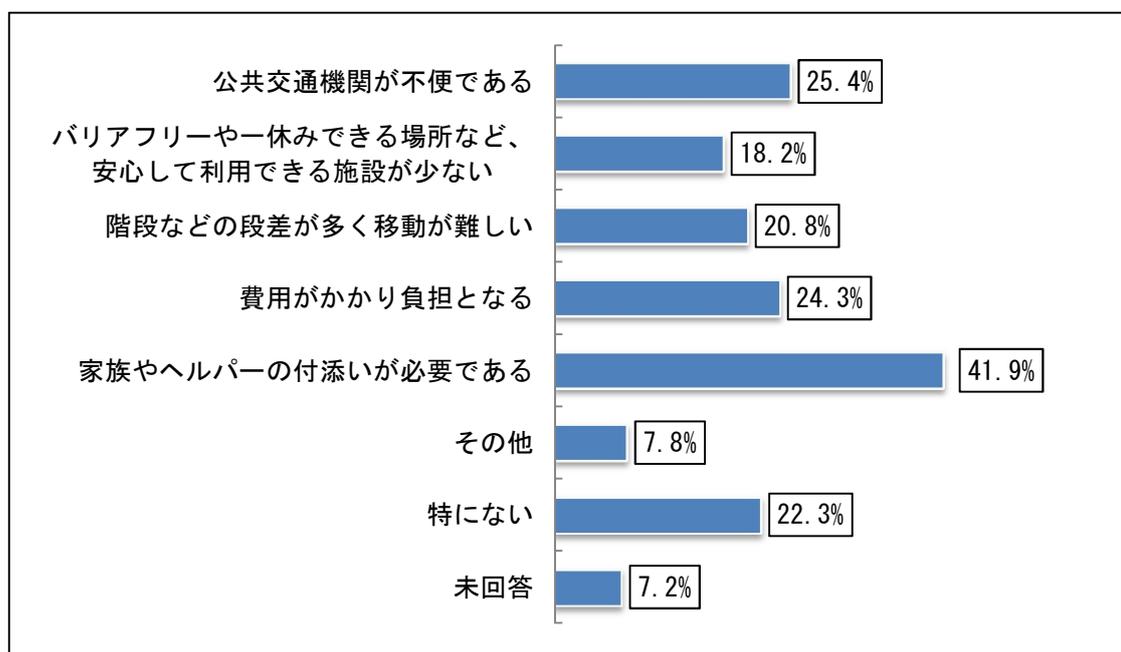
施策の方向6

社会参加の促進

現状と課題

- 移動に制約のある障がい者が、地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- アンケートからも、外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことが分かります。ヘルパーが付き添う移動支援事業については「使いたいときに使えない。」といった声が多くあります。

問 あなたが外出するときに困っていることはありますか。



(障がい当事者アンケート)

取組方針

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣要請に応えられるよう人材育成を図ります。
- 外出支援については、公的なサービスとして行うべき事項と民間やボランティアも含めたサービスとして行うことのできる事項の整理を行い、より利用しやすいサービスを目指した検討を行います。
- ガイドヘルパー（移動介護従事者）の不足を解消するため、人材確保に向けた取組を行います。

達成された姿

地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。

障がい者に配慮した環境が整っているため、外出先でも快適な時間を過ごせるようになっていました。ガイドヘルパー（移動介護従事者）やボランティアなどの支援により、買い物や通院などがスムーズにできています。スポーツ観戦やイベント参加なども促進され、充実した日常生活が送れるようになっていました。

主な取組

取組1 外出支援の充実

- | | |
|------------|---|
| 取組例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉タクシー利用券の交付等 ○ 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知 ○ 移送サービスの充実 ○ 公共施設等のバリアフリー化の推進 ○ 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照） |
|------------|---|

取組2 手話通訳者及び要約筆記者の養成

- | | |
|------------|--|
| 取組例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格を目的とした講習会の実施 ○ 手話奉仕員及び筆記通訳奉仕員養成講習会の実施 |
|------------|--|

主な指標

指標 1 外出について、困っていることが特にないと思う人の割合

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
22.3%	35.0%	50.0%

指標 2 手話通訳者の登録者数

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
14 人	16 人	18 人

ミニ知識～障がい者マーク等を知っていますか？

身体障がい者標識



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【問合せ先】厚木警察署管内交通安全協会（Tel.046-221-0371）

耳マーク

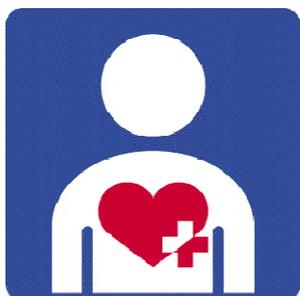


聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益を被ったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「ゆっくり話す」「筆談をする」などコミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。

【関係機関・団体】一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
（Tel.03-3225-5600）

ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。

※ シンボルマークの著作権は「特定非営利活動法人ハート・プラスの会」
（Tel.052-718-1581）に帰属します。

基本目標
2

自分らしく生きることができるまち

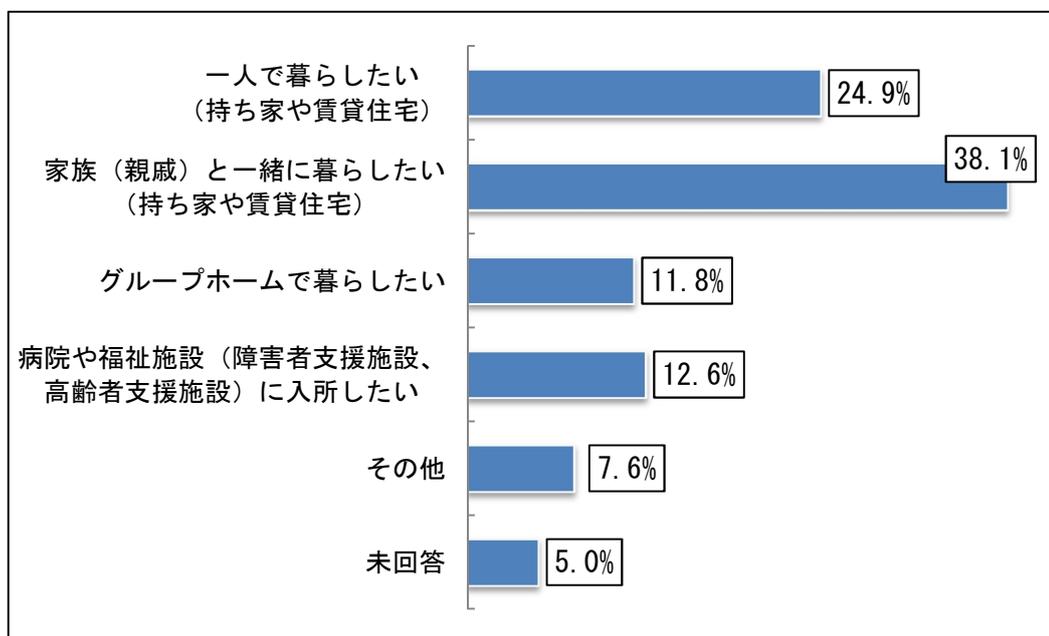
施策の方向7

日常生活を支えるサービスの充実

現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要ときに受けられるよう、様々な福祉サービスが求められています。
- 重度の障がいがある方や医療的ケアを必要とする方に対応できる事業所や人材が不足しています。

問 あなたは将来どのように暮らしたいと思いますか。



(障がい当事者アンケート)

取組方針

- 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやすいサービスの充実を図ります。
- 障がい者の高齢化や施設入所者の地域移行に伴い、ホームヘルプサービスの利用が増加すると見込まれるため、サービスを担うヘルパーを確保するとともに、介護保険の適正利用を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための機能を整備した地域生活支援拠点等の有効活用を図ります。
- 障がい者の高齢化や親亡き後を見据えた住居の在り方や確保に向けた調査研究に取り組みます。
- 障がいの特性によっては、周囲に自分自身を表現することが難しい場合があります。障がい者が自分の思いを表現できるよう意思決定支援の推進を図ります。

達成された姿

住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。

重度の障がいがあっても、できるかぎり長く安心して自宅で暮らせるための障害福祉サービスが受けられます。また、在宅での生活が困難になったときは、施設での生活も選択できます。

主な取組

取組 1 地域生活支援の充実

取組例

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施（第5章参照）
- 緊急通報システム機器の貸与
- 住民参加型有料在宅介護サービス（社会福祉協議会）の実施
- 車いすの貸出し（社会福祉協議会）
- 愛の一声ごみ収集事業の実施
- 重度障がい者個別訪問の実施
福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者を訪問します。
- 地域生活支援拠点等の活用（第5章参照）

取組 2 介護職の人材確保支援

- 就職相談会の開催
- 資格取得等の研修費用の助成

主な指標

指標 1 サービスの満足度

訪問系サービス（上段）・日中活動系サービス（下段）

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
76.2%	80.0%	85.0%
82.7%	85.0%	90.0%

指標 2 介護職の人材確保支援を受けて市内事業所に就労した人数

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
6人	15人	17人

基本目標
2

自分らしく生きることができるまち

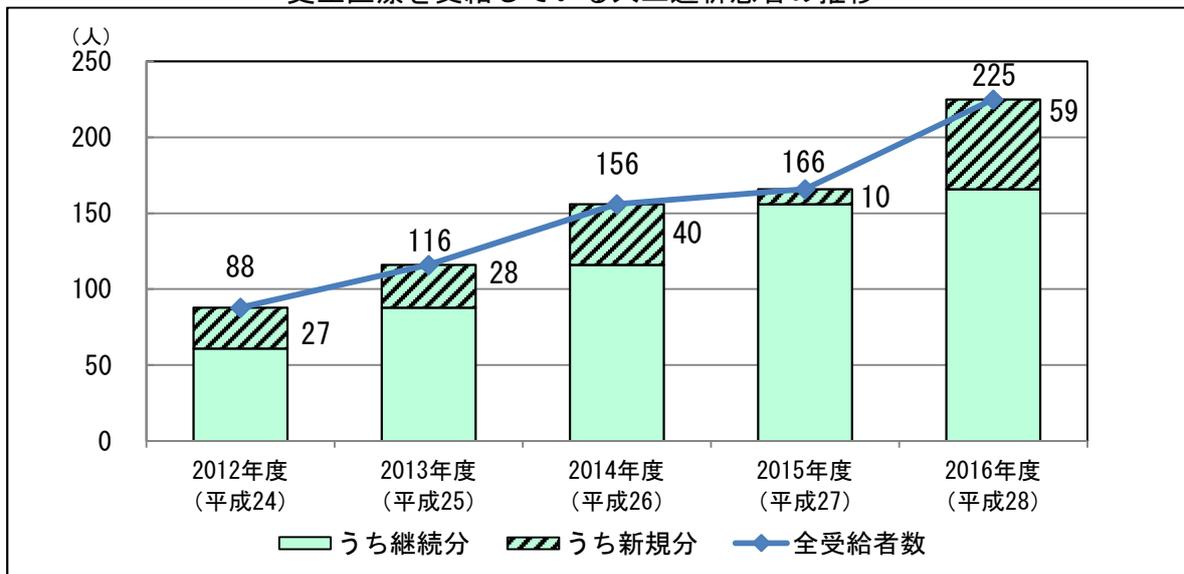
施策の方向8

健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があります。衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

更生医療を受給している人工透析患者の推移



資料 厚木市障がい福祉課

取組方針

- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防するため、健康診査の促進を図るとともに、受診後のフォローアップ体制の強化を図ります。
- 保健師や栄養士などによる健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図ります。

達成された姿

障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。

健康診査の受診徹底とその後のフォローアップ体制が整っているため、必要となる指導や治療が速やかに受けられています。

主な取組

取組 1 障がいの予防と健康増進に向けた取組の充実

取組例

- 障がいの原因となる生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）
- 健康相談
健康全般に関する総合健康相談
糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談
- 障がい者健康スイミングの実施

取組 2 医療制度の充実

取組例

- 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付
- 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成
- 障がい者歯科診療への支援

主な指標

指標 1 がん検診受診率

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
25.8%	30.0%	30.0%

指標 2 自立支援医療（人工透析）新規利用者数

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
59 人	30 人	25 人

基本目標
3

地域で支え合う共生のまち

施策の方向9

災害時支援体制の強化

現状と課題

- 大規模地震等の災害時に対しては、全ての市民が「自分の身は自分で守る。」という意識を持ち、十分な事前準備が必要です。
障がい者は、自力で避難することや避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。

取組方針

- 厚木市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、地域における避難支援体制づくりに取り組みます。
- 避難所生活が困難な障がい者について、災害時等における緊急受入施設での受入体制の整備を図ります。

達成された姿

災害時に必要な避難等の支援が受けられている。

災害時に自力で避難できない障がい者も、隣近所で声を掛け合って一緒に避難できています。避難所生活が困難な場合は、施設の受入体制が整っているため、必要な支援が受けられています。

主な取組

取組 1 地域の防災ネットワークづくり

取組例

- 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施

取組 2 自分でできる事前対策の促進

取組例

- 聴覚障がい者へのファクシミリによる情報伝達サービス
地震、台風発生に伴う情報
災害発生時における避難勧告などの重大な災害情報
- 各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋を公民館で保管
- ヘルプカードの活用
- 「障がい者のための防災情報パンフレット」の配布

主な指標

指標 1 避難行動要支援者のうち、避難支援等に必要な情報を事前に提供することについて同意をした人（同意名簿）の割合

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
—	60.0%	75.0%

指標 2 自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
—	10.0%	50.0%

基本目標
3

地域で支え合う共生のまち

地域をつなぐネットワーク の構築

施策の方向 10

現状と課題

- 身近に支え合える知り合いがないなど、地域の間関係が希薄な人が増えています。自治会、老人会、子ども会などの地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

取組方針

- 市民一人一人が、ささいな異変など「気づき」を感じることができるよう地域にゆるやかな見守り関係ができるよう働きかけます。
- 障がい者相談支援センターは、地域包括支援センターと連携を図り、地域からの障がい者の相談にワンストップで対応します。医療、教育、就労、生活支援など地域の障がい者を支えるネットワークを活用することにより、地域社会及び専門職との連携を図ります。
- 在宅療養を支える医療、介護、福祉の関係者は、「在宅療養 あつぎマナー集」を活用することにより、スムーズな多職種間の連携を図ります。

達成された姿

支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。

隣近所の様子に異変があった場合は、お互いに声を掛け合える関係になっているので、一人暮らしであっても、迅速に適切な支援へとつなげることができています。

主な取組

取組 1 地域による見守り活動の充実

取組例

- 隣近所での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気にかけることから始める、日頃からの適度な距離感を持ったゆるやかな見守り活動の実施
- 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

取組 2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実

取組例

- 地域における様々な関係者のネットワーク構築
- 障がい者や家族の状況等についての実態把握
ネットワークを活用することにより、地域から孤立している世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など支援が必要な世帯を把握するとともに、適切な支援につなげます。

主な指標

指標 1 自分が住んでいる地域で支え合い活動が展開されていると思う人の割合

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
28.0%	35.0%	50.0%

指標 2 障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数

2016 年度 (平成 28 年度)	2020 年度	2025 年度
189 件	420 件	620 件

基本目標
3

地域で支え合う共生のまち

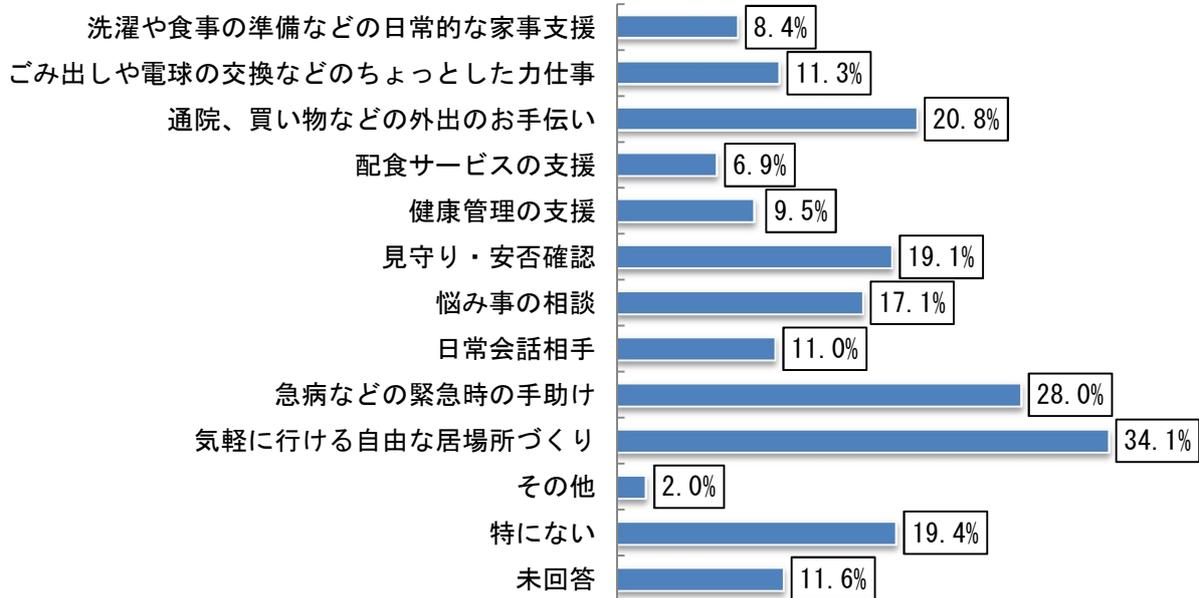
地域における人材等の創出と活用

施策の方向 11

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域には、ボランティア、NPO 法人、民間事業者、自治会、近隣住民などによる様々な活動が存在しています。地域のニーズに対する支援として、こうした活動につなげることが重要です。

問 あなたがお住まいの地域にあってほしいと思う支え合い活動はありますか。



(障がい当事者アンケート)

取組方針

- 身近な地域の中での人とのつながりを作り、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やします。
- ボランティア活動など支援の担い手の養成に取り組みます。
- 障害福祉サービス等の公的制度だけではなく、多様な主体による生活支援サービスを活用しながら、地域で支え合う体制を構築します。

達成された姿

地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

地域には、徒歩圏内で交流スペースやコミュニティカフェがあるので、気軽に立ち寄ることができています。日常会話だけではなく、悩み事の相談をすることもあります。外出支援や家事援助のサービスは、気心知れた身近な支援者が担ってくれるので、安心して利用することができています。

主な取組

取組 1 支援の担い手の養成と活動支援

取組例

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- ボランティアセンターの充実
地域のニーズに対する新たなボランティアの創出
ボランティア養成講座の実施

取組 2 地域での支え合う仕組みづくりの支援

取組例

- 既存の制度だけでは解決できない、あるいは制度の狭間で解決できない困りごとを地域の中で解決に導く「地域福祉コーディネーター」の体制強化
- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制強化

主な指標

指標1 ボランティアセンターにおける登録団体加入者数

2016年度 (平成28年度)	2020年度	2025年度
5,039人	5,500人	6,000人